

# 学校給食センター生ごみ運搬業務仕様書

## 第1条 適用

この仕様書は、「学校給食センター生ごみ運搬業務」に適用するものとし、業務にあたっては、本仕様書等を遵守すること。

## 第2条 業務目的

本業務は、ごみの減量化・再資源化を図り、循環型社会を推進するため、「緑と食品のリサイクルプラザ」で製造する生ごみ・剪定枝堆肥「とよっぴー」の原材料となる学校給食の調理くずと食べ残しなどの生ごみを学校給食センター等から運搬するものである。

## 第3条 総則

1. 業務にあたっては、学校給食センター生ごみ運搬業務仕様書（以下、「仕様書」という。）の内容を熟知すること。
2. 業務遂行にあたっては、仕様書に基づき、誠意をもって作業にあたること。
3. 仕様書に明記していないもので、業務遂行上必要と判断した場合は、速やかに本市と協議すること。

## 第4条 勤務条件

1. 就業場所  
緑と食品のリサイクルプラザ（原田中2-68）  
走井学校給食センター（走井3-27-1）  
原田南学校給食センター（原田南2-70-1）  
吉田株式会社（勝部1-2-32）  
上記、施設間の運搬
2. 就業日程 学校給食実施期間及び最終日の翌日

## 第5条 運搬量

1. 運搬量については、変動するため予測運搬重量を参考とするものとする。

※1回あたりの予則運搬量	：	調理くず	150kg/回	(193回)
		副食	150kg/回	(193回)
		米飯	800kg/回	(115回)
		パン	200kg/回	(78回)

## 第6条 業務内容

### 1. 作業手順

#### 【給食実施翌日】

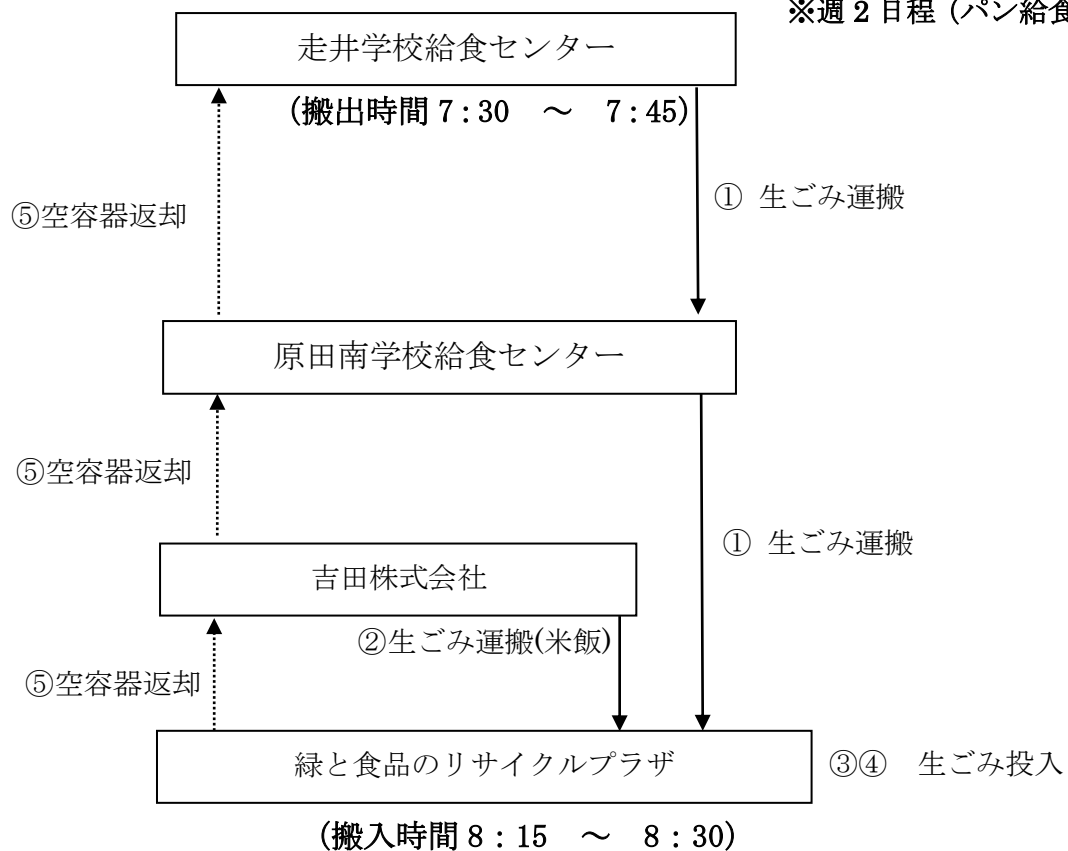
- ① 走井学校給食センター・原田南学校給食センターから脱水した野菜の皮や切れ端などの調理くずと食べ残しなどの副食と残パンを回収する。
  - ※ パンの運搬は、週2回程度
  - ※ 原田南学校給食センターから生ごみバケツを搬出する際、生ごみバケツに被せているブルーシートを折りたたみ、邪魔にならない場所に収納する。
  - ※ 生ごみバケツ：φ55.5cm×H62.5cm、米飯用生ごみバケツ：φ50cm×H54.5cm
  
- ② 吉田株式会社から、食べ残しなどの米飯を回収する。
  - ※ 米飯の運搬は、週3回程度
  
- ③ 堆肥の製造を担う者の指示により、調理くずと食べ残しなどの副食、米飯を堆肥化機械に投入する。
  - ※ 堆肥化機械に投入する前に、台ばかり等で計量し、堆肥の製造を担う者に報告すること。
  - ※ カンランネット・だし袋に入っているものは、それらを切ってから投入すること。
  
- ④ 異物混入の有無を確認して、堆肥の製造を担う者の指示に従い、投入物を平らにすること。  
作業終了後、堆肥化機械搬入口付近の清掃を行う。
  
- ⑤ 生ごみバケツ等を洗浄し、各学校給食センター・吉田株式会社へ返却する。  
米飯用生ごみバケツは、米飯を搬入した直近の米飯搬入日に吉田株式会社に返却すること。
  - ※ 生ごみバケツ等を洗浄する際は、使用済みのカンランネットを活用し、集水枠に生ごみ流れないように対策すること。

## 業務の流れ

### 【給食実施翌日】

※週3日程(米飯給食)

※週2日程(パン給食)



## 2. その他

- (1) カンランネットなどは、堆肥化機械(攪拌槽)に残らないよう回収し、集水桝に活用したものと一緒に廃棄すること。
- (2) 生ごみバケツ等の運搬・搬出入にあたっては、生ごみバケツ等の破損等に対して十分に注意すること。
- (3) 堆肥化できない異物(スプーン、ビニール袋等)が混入していた場合は、堆肥の製造を担う者に報告し廃棄すること。
- (4) 生ごみバケツ及び調理くず用かごは、各学校給食センターに混在することなく返却すること。
- (5) 搬入の中止や変更があった場合は、堆肥の製造を担う者の指示に従うこと。
- (6) 各施設における到着時間を厳守すること。

## 第7条 報告書類

1. 生ごみ搬入量等を本市に報告することとし、その報告書類は、原則、Word・Excelデータとし、電子メール等で提出すること。
2. 報告書類の様式サイズはA4サイズを基本とする。

## 第8条 安全対策

1. 労働安全衛生法令に基づき、作業の安全対策を講じること。
2. 作業及び移動の際の安全に十分注意し、事故の防止に努めること。

## 第9条 不当介入に対する報告・届出等

1. 受注者は、契約の履行にあたって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行うものとする。
2. 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
3. 受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導するものとする。
4. 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うものとする。

## 第10条 豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出

豊中市暴力団排除条例の施行（平成25年10月1日）に伴い、受託者は契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は提出すること。元請負人の誓約書は、契約書提出時に提出すること。下請負人等の誓約書は、下請負契約等を締結する際に元請負人を通じて提出すること。

(市のホームページ→入札・契約情報→入札・契約情報トピックス 参照)